NO4 律令国家の地方支配

NO29 律令国家の地方支配 2009 本試 年代整序

古い順に並び替えよ。

- 1. 東北地方の蝦夷との戦争のなかで、北上川の上流に志波城を築いた。802 年桓武
- 2. 諸国に国分寺・国分尼寺の建立を命ずる詔が出された。 聖武天皇の時代 741
- 3. 官道(駅路)に沿って駅家を設けることが律令に定められた。 **駅家は平城京の時代** 正解 $\rightarrow 3-2-1$
- 3. 駅制の説明。「律令に定められた」から大宝律令制定のとき(8 世紀初)と考えればよい。
- 2. 国分寺・国分尼寺建立の詔(741年)は聖武天皇が出した(8世紀半)。
- 1. 志波城は桓武天皇により征夷大将軍に任じられた坂上田村麻呂が築いた(9世紀初)。

NO30 古代の蝦夷支配 2004 追試 年代整序

古い順に並び替えよ。

- 1. 日本海側の蝦夷支配の拠点として、淳足柵・磐舟柵が設けられた。
- 2. 蝦夷の本拠地の一つである北上川中流域に胆沢城が設けられた。
- 3. 太平洋側の蝦夷支配の拠点として、多賀城が設けられた。

正 $M \rightarrow [1 \rightarrow 3 \rightarrow 2]$ これはプリント裏の国域拡大シートで確認したい。

- 1. 淳足柵(647)・磐舟柵(647)を設けたのは大化の改新のころの7世紀半ばのこと。
- 3. 奈良時代に設置された多賀城(724)には陸奥国府と鎮守府が置かれた。
- 2. 桓武天皇が征夷大将軍に任じた坂上田村麻呂は胆沢城に鎮守府を移した(802)。

NO31 遣唐使の人物(2007年·本·改) 年代整序

古い順に並び替えよ。

- 1. 能書家としても知られたこの人物は伴健岑とともに流罪に処せられた。
- 2. この人物は「楚取る 五十戸良が声は寝屋処まで 来立ち呼ばひぬ」と描写した。
- 3. この人物は「初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造れ」と宣言した政権で国博士となった。 正解 $\rightarrow 3 \rightarrow 2 \rightarrow 1$
- 3. 「この人物」は、僧の旻。大化の改新(7世紀半)で国博士となった。
- 2. 「この人物」は**貧窮問答歌を詠んだ山上憶良**(8世紀)。
- 1. 「この人物」は、**三筆の橘逸勢**。承和の変(842)で藤原良房により配流された(9 世紀半ば)。

NO32 律令国家の組織 2004 本試 年代整序

古い順に並び替えよ。

- 1. 坂上田村麻呂が征夷大将軍に任じられた。 802 年
- 2. 仏教を重んじた称徳天皇は、太政大臣禅師の地位を設けた。764年
- 3. 薬子の変に先立ち、勅命の伝達にかかわる蔵人頭が任じられた。810 年 正解 \rightarrow 2-1-3

- 1. 坂上田村麻呂が征夷大将軍に任じられた。 →桓武天皇
- 2. 仏教を重んじた称徳天皇は、太政大臣禅師の地位を設けた。 →称徳
- 3. 薬子の変に先立ち、勅命の伝達にかかわる蔵人頭が任じられた。→嵯峨

国域の拡大シート

孝徳: ■ 淳足柵 647・■ 磐舟柵 648 設置

国域の拡大シート



斉明: 【 **阿倍比羅夫** 】の**→**秋田・津軽遠

征

元明: 出羽柵 708→ 出羽国 の設置 712

聖武: 多賀城 設置 724

NO33 律令制下の臣民と租税 2004 一本 正誤

古代の律令制下の民政や租税に関連して述べた文として正しいものを、次の1~4のうちから一つ選べ。

- 1. 中央の役所で雑務を行った四丁は、公民に徴発された。
- 2. 和同開珎が発行され、政府の流通促進策により、銭貨は全国各地で流通するようになった。
- 3. 碁盤の目状に土地を区画する条里制によって、都城や農村の土地を掌握した。
- 4. 大宝律令の制定により、官有の賤民は五色の賤に区分された。

解答 1。2. 畿内で流通、3. 農村はない 4. 家人・私奴婢は私有

NO34 律令制下の刑罰 2003-本 四択

律令制下の苔・杖・徒・流・死という五刑に関連して述べた次の文 I ~IVについて、正しいものの組合せを、下の 1~4 のうちから一つ選べ。

- I 律は、犯罪とそれに対する刑罰について定めた法典である。
- Ⅱ 令は、犯罪とそれに対する刑罰について定めた法典である。
- Ⅲ 治部省は、刑罰に関する政務を担当した。
- IV 刑部省は、刑罰に関する政務を担当した。
- ① I·Ⅲ ② I·Ⅳ ③ Ⅱ·Ⅲ ④ Ⅱ·Ⅳ 解答 ②

NO35 官人の特権 2004-本 正誤

官人の給与に関連して述べた文として誤っているものを、次の①~④のうちから一つ選べ。

- ① 官人の給与のなかには、その位階・官職に応じて支給される禄があった。○
- ② 大臣などの上級官人には、職田が支給された。〇
- ③ 位田は、軍事的功績に応じて支給された。

 ★
- ④ 給与だけでなく、税負担の免除も官人の特権だった。○

正解→③

NO36 律令制下の貢納物 2001-本

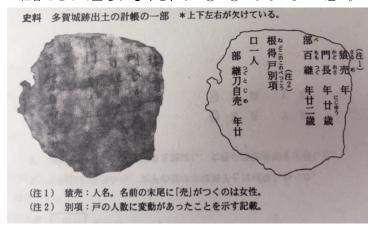
次の文章を読み、下線部に関して、律令制下の税制度について述べた文として**正しいもの**を、下の①~④のうちから一つ選べ。

- ① 調とは、麻布などの各地の特産物を、地方の役所に納めるものである。**★都に送られ**
- ② 庸とは、都での歳役の代わりに、麻布などを中央政府に納めるものである。○
- ③ 雑徭は、京・畿内以外では<u>麻布で代納</u>する規定であった。**★正丁を 60 日以内で使役**
- ④ 調・庸・雑徭は、良民の一員である官人にも賦課された。**★租は賦課されたが調庸雑 徭は免除された**。

正解→②

NO37 多賀城跡出土の古文書 2016 本

多賀城跡から出土した次の史料(漆紙文書)に関して述べた次の文 XY について、その正誤の組合せとして**正しいもの**を、下の①~④のうちから一つ選べ。



- X 「猿売」は女性なので、調・庸を負担しなかった。
- Y 計帳を使った支配は、東北地方にまで及んでいた。
- ① X 正 Y 正 ② X 正 Y 誤
- ③ X 誤 Y 正 ④ X 誤 Y 誤

正解→①

リカバリーシート NO2 この年表を暗記すると完璧シート

天皇	内政	外交
舒明	蘇我 蝦夷 + 入鹿 全盛	遣唐使派遣 ⇒ 犬上御田鍬
	★ 山背大兄王 自殺 643	
皇極	★ 乙巳の変 645	
	➡蘇我氏滅亡	
孝德	◎ 大化改新 645	

	→中大兄皇子 中臣鎌足	
	全盛時代	
	※難波宮 遷都➡ 改新の詔	
	【 淳足柵 】設置 647	
	【 磐舟柵 】設置 648	
	皇極天皇の重祚	苯 百済 滅亡 660
斉明	【 阿倍比羅夫 】の➡秋田・	
	津軽遠征	
中大兄	→水城 · 朝鮮式山城 築造	
皇子の	→ <u>小 </u>	★ 白村江の戦い 663
称制	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
天智	⇒近江令 制定 668	高句麗滅亡 668
	➡ <u>庚午年籍</u>作成 670	
	★ 壬申の乱 672	
天武	※ 飛鳥浄御原宮 遷都 672	新羅の半島統一 676
	→ 八色の姓 制定 684	
	→ 飛鳥浄御原令 施行 689	
持統	→ 庚寅年籍 作成 690	
	★ 藤原京 遷都 694	
文武	→ 大宝律令 制定 701	

リカバリーシート NO3 奈良時代の社会

※平城京遷都 710 ※ 元明 天皇

唐の➡ 長安 を模倣 → 朱雀大路 で左京・右京に分かれる

➡ 条坊制 により整然と区画(※条里制と混同しない)

【 <mark>宮城</mark> 】: **内裏→**天皇の生活の場 **大極殿・朝堂院→**儀礼・政務の場 東西市は【 **市司** 】の管理

【 和同開珎 】鋳造 708 🕏 元明 天皇

➡ 武蔵 の国の銅献上を契機

【 **蓄銭叙位令** 】711→流通促進図るも、→ **京・畿内** 以外は流通せず 皇朝十二銭→和同開珎~ **乾元大宝** 958 まで

【 駅制 】の整備→中央と地方を結ぶ交通制度、官道が整備される 官道約16Kmごとに【 駅家 】が設置され、官吏が公用に利用した

リカバリーシート NO4 奈良時代の外交

, ,,,,	7 1 110 1 112 112	
	20年に一度の割合で遣唐使派遣。多いときは	
唐	500 人が 4 隻の船で渡海。	
	第1回遣唐使…	
新羅	7世紀以来使節の往来、新羅を従属国扱いした	
本厂 和臣	ため関係悪化	
渤海	靺鞨族や旧高麗人が建国	

センター日本史ファイナル

唐・新羅との対抗関係から使節の往来あり 日本海沿岸の 松原 ・ 能登 客院に来航

司法制度

司法制度	律に規定。・ <mark>五刑</mark> ···苔・杖・徒・流・死。・八虐 ···	
官制	中央➡二官(神祇官·太政官)八省(外交·僧尼➡ 治部 省)(、一台五	
	衛府	
	地方➡国・郡・里。摂津職、➡ <u>大宰府</u> (筑前)	
身分制度		
班田収受制	6年毎に作成される <u>戸籍</u> に基づき、6歳以上の男女に➡ 班田 を班	
	給。男子は 2 段女子はその⇒2/3 。但し家人・私奴婢はそれぞれ 3 分の 1。	
税制	租…口分田を班給された者。1段につき➡2束2把	
	(収穫の 3 %) ➡ 地方 の財源	
	庸…正丁(21~60歳の男子)の場合、年10日の歳役の代わりに➡布2	
	丈6尺	
	調…諸国の特産物。庸とともに都へ運ぶ (運脚)。➡ <u>雑徭</u> …正丁の場合、	
	年 60 日の雑役。	
	兵役…正丁の3~4人に1人の割合で徴兵、諸国の軍団で訓練。一部は上京	
	して宮城の衛士、また九州の沿岸を守る➡ <u> </u>	